

令和5年

第3回（9月）河合町議会定例会議案

令和5年9月8日

河合町

議案第32号

令和5年度

河合町一般会計補正予算

(第5号)

河合町

令和5年度河合町一般会計補正予算（第5号）

令和5年度河合町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 55,436千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,024,003千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和 5年 9月 8日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11 地方交付税		千円 2,458,000	千円 120,279	千円 2,578,279
	1 地方交付税	2,458,000	120,279	2,578,279
16 県支出金		538,446	100	538,546
	2 県補助金	191,296	100	191,396
17 財産収入		74,433	△67,000	7,433
	2 財産売払収入	67,000	△67,000	0
18 寄附金		30,000	1,427	31,427
	1 寄附金	30,000	1,427	31,427
19 繰入金		294,632	△287,898	6,734
	1 基金繰入金	294,401	△288,894	5,507
	2 特別会計繰入金	231	996	1,227
20 繰越金		69,235	267,388	336,623
	1 繰越金	69,235	267,388	336,623
21 諸収入		85,620	28,807	114,427
	4 雑入	78,092	28,807	106,899
22 町債		924,700	△7,667	917,033
	1 町債	924,700	△7,667	917,033
歳入合計		7,968,567	55,436	8,024,003

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1,230,557	千円 14,637	千円 1,245,194
	1 総務管理費	1,081,419	21,120	1,102,539
	2 徴税費	76,851	3,190	80,041
	4 選挙費	40,953	△9,673	31,280
3 民生費		2,477,740	13,347	2,491,087
	1 社会福祉費	1,737,031	13,347	1,750,378
4 衛生費		913,071	25,787	938,858
	1 保健衛生費	263,773	4,700	268,473
	2 清掃費	649,298	21,087	670,385
6 農林商工費		113,661	△180	113,481
	1 農業費	107,431	△180	107,251
8 消防費		247,717	1,845	249,562
	1 消防費	247,717	1,845	249,562
歳 出 合 計		7,968,567	55,436	8,024,003

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債 の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債 の方法	利 率	償還の方法
10. 臨時財政 対策債	45,000	普通貸借 又は 証券発行	年5% 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の 債権者との協 定による。 但し、町財政 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し若しくは繰 上償還又は低 利に借換えす ることができる。	37,333	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
合計	924,700				917,033			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	2,458,000	120,279	2,578,279
16 県支出金	538,446	100	538,546
17 財産収入	74,433	△67,000	7,433
18 寄附金	30,000	1,427	31,427
19 繰入金	294,632	△287,898	6,734
20 繰越金	69,235	267,388	336,623
21 諸収入	85,620	28,807	114,427
22 町債	924,700	△7,667	917,033
歳入合計	7,968,567	55,436	8,024,003

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1,230,557	14,637	1,245,194
3 民生費	2,477,740	13,347	2,491,087
4 衛生費	913,071	25,787	938,858
6 農林商工費	113,661	△180	113,481
8 消防費	247,717	1,845	249,562
歳 出 合 計	7,968,567	55,436	8,024,003

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 1,400	千円 13,237
			13,347
100		26,397	△710
			△180
		1,010	835
100		28,807	26,529

2 歳入

(款) 1 1 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 地方交付税	千円 2,458,000	千円 120,279	千円 2,578,279
計	2,458,000	120,279	2,578,279

(款) 1 6 県支出金

(項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	300	100	400
計	191,296	100	191,396

(款) 1 7 財産収入

(項) 2 財産売払収入

1 不動産売払収入	67,000	△67,000	0
計	67,000	△67,000	0

(款) 1 8 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	30,000	1,427	31,427
計	30,000	1,427	31,427

(款) 1 9 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	288,894	△288,894	0
計	294,401	△288,894	5,507

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 120,279	普通交付税	千円 120,279

1 保健衛生費補助金	100	保健事業費県費補助金	100

1 不動産売払収入	△67,000	町有地等売払収入	△67,000

1 一般寄附金	1,427	一般寄附金	1,427

1 財政調整基金繰入金	△288,894	財政調整基金繰入金	△288,894

1 1 款 地方交付税 1 6 款 県支出金 1 7 款 財産収入 1 8 款 寄附金 1 9 款 繰入金

(款) 19 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
4 住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金	千円 231	千円 996	千円 1,227
計	231	996	1,227

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	69,235	267,388	336,623
計	69,235	267,388	336,623

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

2 雑入	78,092	28,807	106,899
計	78,092	28,807	106,899

(款) 22 町債

(項) 1 町債

11 臨時財政対策債	45,000	△7,667	37,333
計	924,700	△7,667	917,033

節		説	明
区 分	金 額		
1 住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金	千円 996	住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金	千円 996

1 前年度繰越金	267,388	純繰越金	267,388

3 消防団員等公務災害及び退職報償金受入金	1,010	消防団員等公務災害及び退職報償金受入金	1,010
4 雑入	27,797	保険金受入金 自治総合センターコミュニティ助成金	26,397 1,400

1 臨時財政対策債	△7,667	臨時財政対策債	△7,667

19款 繰入金 20款 繰越金 21款 諸収入 22款 町債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 財産管理費	千円 103,896	千円 521	千円 104,417	千円	千円	千円	千円 521
5 企画費	34,778	1,580	36,358			1,400	180
12 財政調整基金費	1,393	17,592	18,985				17,592
18 ふるさと創生基金費	1	1,427	1,428				1,427
計	1,081,419	21,120	1,102,539			1,400	19,720

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	69,966	3,190	73,156				3,190
計	76,851	3,190	80,041				3,190

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
13 使用料及び賃借料	千円 81	04 財産管理費（管財課）	千円 521
1 使用料及び賃借料	81	13 使用料及び賃借料 使用料及び賃借料	81 81
17 備品購入費	440	17 備品購入費 備品購入費 ・ 通話自動録音装置	440 440 440
1 備品購入費	440		
3 職員手当等	180	16 安心安全推進費	1,580
1 扶養手当	180	3 職員手当等 扶養手当	180 180
18 負担金、補助及び交付金	1,400	18 負担金、補助及び交付金 補助金 ・ コミュニティ助成事業助成金	1,400 1,400 1,400
2 補助金	1,400		
24 積立金	17,592	01 財政調整基金費	17,592
1 積立金	17,592	24 積立金 積立金	17,592 17,592
24 積立金	1,427	01 ふるさと創生基金費	1,427
1 積立金	1,427	24 積立金 積立金	1,427 1,427

12 委託料	3,190	01 税務一般管理費	3,190
5 その他	3,190	12 委託料 その他 ・ 給与特徴通知システム電算化のシステム改修	3,190 3,190 3,190

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 町長・町議 会議員選挙 費	千円 26,588	千円 △9,673	千円 16,915	千円	千円	千円	千円 △9,673
計	40,953	△9,673	31,280				△9,673

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

4 社会福祉施 設費	15,578	5,310	20,888				5,310
---------------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

節・細節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 △68	01 町長・町議会議員選挙費	千円 △9,673
2 委員等報酬	△68	1 報酬	△68
		委員等報酬	△68
3 職員手当等	△167	3 職員手当等	△167
		管理職員特別勤務手当	△167
18 管理職員特別勤務手当	△167	10 需用費	△6
		消耗品費	△6
10 需用費	△6	11 役務費	△285
1 消耗品費	△6	通信運搬費	△144
		手数料	△141
11 役務費	△285	18 負担金、補助及び交付金	△9,147
1 通信運搬費	△144	負担金	△9,147
4 手数料	△141	・選挙運動用ポスター作成公費負担	△3,641
		・選挙運動用自動車公費負担	△4,714
18 負担金、補助及び交付金	△9,147	・選挙運動用はがき郵送料公費負担	△626
1 負担金	△9,147	・選挙運動用ビラ作成公費負担	△166

2 給料	3,279	01 心の交流センター運営費	5,310
2 一般職給	3,279	2 給料	3,279
		一般職給	3,279
3 職員手当等	1,488	3 職員手当等	1,488
1 扶養手当	59	扶養手当	59
2 一般職地域手当	200	一般職地域手当	200
		時間外勤務手当	553
		一般職期末手当	494
		勤勉手当	164
		通勤手当	18
		4 共済費	543

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
11 障害福祉費	674,173	8,037	682,210				8,037
計	1,737,031	13,347	1,750,378				13,347

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	34,858	200	35,058	100			100
2 予防費	124,494	4,500	128,994				4,500
計	263,773	4,700	268,473	100			4,600

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
3 時間外勤務手当	千円 553	一般職共済組合負担金	千円 543
10 一般職期末手当	494		
11 勤勉手当	164		
12 通勤手当	18		
4 共済費	543		
3 一般職共済組合負担金	543		
12 委託料	8,037	18 障害者自立支援事務費	8,037
5 その他	8,037	12 委託料	8,037
		その他	8,037
		・障害福祉システム標準化移行業務	8,037

18 負担金、補助及び交付金	200	03 アピアランスケア支援事業費	200
2 補助金	200	18 負担金、補助及び交付金	200
		補助金	200
		・アピアランスケア支援事業補助金	200
12 委託料	4,500	05 予防諸経費	4,500
5 その他	4,500	12 委託料	4,500
		その他	4,500
		・高齢者インフルエンザ予防接種無料化	4,500

3 款 民生費 4 款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	千円 134,045	千円 △5,310	千円 128,735	千円	千円	千円	千円 △5,310
2 塵芥処理費	492,619	26,397	519,016			26,397	0
計	649,298	21,087	670,385			26,397	△5,310

(款) 6 農林商工費

(項) 1 農業費

1 農業委員会 費	14,164	△180	13,984				△180
--------------	--------	------	--------	--	--	--	------

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	千円 △3,279	01 清掃総務費	千円 △5,310
2 一般職給	△3,279	2 給料	△3,279
		一般職給	△3,279
3 職員手当等	△1,488	3 職員手当等	△1,488
1 扶養手当	△59	扶養手当	△59
2 一般職地域 手当	△200	一般職地域手当	△200
3 時間外勤務 手当	△553	時間外勤務手当	△553
10 一般職期末 手当	△494	一般職期末手当	△494
11 勤勉手当	△164	勤勉手当	△164
12 通勤手当	△18	通勤手当	△18
4 共済費	△543	4 共済費	△543
3 一般職共済 組合負担金	△543	一般職共済組合負担金	△543
14 工事請負費	26,397	07 清掃工場整備費	26,397
1 建設事業費	26,397	14 工事請負費	26,397
		建設事業費	26,397
		・ごみクレーン改修工事	26,397

3 職員手当等	△180	01 農業委員会費	△180
1 扶養手当	△180	3 職員手当等	△180
		扶養手当	△180

4 款 衛生費 6 款 農林商工費

(款) 6 農林商工費

(項) 1 農業費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	千円 107,431	千円 △180	千円 107,251	千円	千円	千円	千円 △180

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 非常備消防費	231,715	1,845	233,560			1,010	835
計	247,717	1,845	249,562			1,010	835

節・細節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

7 報償費	1,845	01 非常備消防費	1,845
1 報償費	1,845	7 報償費	1,845
		報償費	1,845

6 款 農林商工費 8 款 消防費

議案第33号

令和5年度

河合町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)

河合町

令和5年度河合町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度河合町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2, 5 5 2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 0 5 2, 5 5 2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5年 9月 8日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4 県支出金		千円 1,553,850	千円 2,552	千円 1,556,402
	3 県負担金・補助金	1,553,850	2,552	1,556,402
歳入合計		2,050,000	2,552	2,052,552

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費		千円 10,688	千円 2,552	千円 13,240
	1 総務管理費	8,547	2,552	11,099
歳 出 合 計		2,050,000	2,552	2,052,552

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 県支出金	千円 1,553,850	千円 2,552	千円 1,556,402
歳 入 合 計	2,050,000	2,552	2,052,552

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 10,688	千円 2,552	千円 13,240
歳 出 合 計	2,050,000	2,552	2,052,552

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 2,552	千円	千円	千円
2,552			

2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 3 県負担金・補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 保険給付費等交付金	千円 1,553,850	千円 2,552	千円 1,556,402
計	1,553,850	2,552	1,556,402

節		説	明
区 分	金 額		
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	千円 2,552	特別調整交付金分（市町村向け）	千円 2,552

4 款 県支出金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 3,285	千円 2,552	千円 5,837	千円 2,552	千円	千円	千円 0
計	8,547	2,552	11,099	2,552			0

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 2,552	01 一般管理経費	千円 2,552
5 その他	2,552	12 委託料	2,552
		その他	2,552
		・産前産後賦課軽減対応に伴うシステム改修	2,552

1 款 総務費

議案第34号

令和5年度

河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

(第1号)

河合町

令和5年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度河合町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,296千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5年 9月 8日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4 繰越金		千円 0	千円 996	千円 996
	1 繰越金	0	996	996
歳入合計		1,300	996	2,296

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
6 諸支出金		千円 231	千円 996	千円 1,227
	1 繰出金	231	996	1,227
歳 出 合 計		1,300	996	2,296

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 繰越金	千円 0	千円 996	千円 996
歳 入 合 計	1,300	996	2,296

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
6 諸支出金	千円 231	千円 996	千円 1,227
歳 出 合 計	1,300	996	2,296

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 996
			996

2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰越金	千円 0	千円 996	千円 996
計	0	996	996

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	千円 996	前年度繰越金	千円 996

4 款 繰越金

3 歳 出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 繰出金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰 出金	千円 231	千円 996	千円 1,227	千円	千円	千円	千円 996
計	231	996	1,227				996

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
27 繰出金	千円 996	01 一般会計繰出金	千円 996
1 繰出金	996	27 繰出金 繰出金	996 996

6 款 諸支出金

議案第35号

令和5年度

河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算

(第1号)

河合町

令和5年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度河合町の水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5年 9月 8日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金		千円 3,040	千円 △2,100	千円 940
	1 繰入金	3,040	△2,100	940
3 繰越金		0	2,100	2,100
	1 繰越金	0	2,100	2,100
歳入合計		4,000	0	4,000

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 下水道費		千円 4,000	千円 0	千円 4,000
	1 下水道整備費	4,000	0	4,000
歳 出 合 計		4,000	0	4,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金	千円 3,040	千円 △2,100	千円 940
3 繰越金	0	2,100	2,100
歳 入 合 計	4,000	0	4,000

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 下水道費	千円 4,000	千円 0	千円 4,000
歳 出 合 計	4,000	0	4,000

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		△2,100	2,100
		△2,100	2,100

2 歳 入

(款) 1 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金	千円 3,040	千円 △2,100	千円 940
計	3,040	△2,100	940

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	0	2,100	2,100
計	0	2,100	2,100

節		説	明
区 分	金 額		
1 水洗便所改造資金 貸付基金繰入金	千円 △2,100	水洗便所改造資金貸付基金繰入金	千円 △2,100

1 前年度繰越金	2,100	純繰越金	2,100

1 款 繰入金 3 款 繰越金

3 歳 出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道整備費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 水洗便所改 造資金貸付 金	千円 4,000	千円 0	千円 4,000	千円	千円	千円 △2,100	千円 2,100
計	4,000	0	4,000			△2,100	2,100

節・細節		説 明
区 分	金 額	
	千円	財源補正 千円

1 款 下水道費

議案第36号

令和5年度

河合町介護保険特別会計補正予算

(第1号)

河合町

令和5年度河合町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度河合町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 30,343千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,089,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5年 9月 8日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 支払基金交付金		千円 534,110	千円 1,956	千円 536,066
	1 支払基金交付金	534,110	1,956	536,066
7 繰入金		353,663	28,387	382,050
	2 基金繰入金	57,000	28,387	85,387
歳入合計		2,059,000	30,343	2,089,343

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
7 諸支出金		千円 1,028	千円 30,343	千円 31,371
	1 償還金及び還付加算金	1,028	30,343	31,371
歳 出 合 計		2,059,000	30,343	2,089,343

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
5 支払基金交付金	534,110	1,956	536,066
7 繰入金	353,663	28,387	382,050
歳入合計	2,059,000	30,343	2,089,343

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
7 諸支出金	千円 1,028	千円 30,343	千円 31,371
歳 出 合 計	2,059,000	30,343	2,089,343

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			30,343
			30,343

2 歳 入

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 介護給付費交付金	千円 519,676	千円 1,956	千円 521,632
計	534,110	1,956	536,066

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	57,000	28,387	85,387
計	57,000	28,387	85,387

節		説	明
区 分	金 額		
2 過年度分	千円 1,956	介護・予防給付費交付金	千円 1,956

1 介護給付費準備基金繰入金	28,387	介護給付費準備基金繰入金	28,387

5 款 支払基金交付金 7 款 繰入金

3 歳 出

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	千円 0	千円 30,343	千円 30,343	千円	千円	千円	千円 30,343
計	1,028	30,343	31,371				30,343

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子及 び割引料	千円 30,343	01 償還金	千円 30,343
1 償還金	30,343	22 償還金、利子及び割引料 償還金	30,343 30,343

7 款 諸支出金

議案第37号

令和5年度

河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算

(第1号)

河合町

令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第1号）

令和5年度河合町の後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 194千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 486, 194千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5年 9月 8日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰越金		千円 0	千円 1,194	千円 1,194
	1 繰越金	0	1,194	1,194
歳入合計		485,000	1,194	486,194

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 482,190	千円 1,194	千円 483,384
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	482,190	1,194	483,384
歳 出 合 計		485,000	1,194	486,194

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰越金	千円 0	千円 1,194	千円 1,194
歳 入 合 計	485,000	1,194	486,194

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金	482,190	1,194	483,384
歳 出 合 計	485,000	1,194	486,194

補正予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			1,194
			1,194

2 歳 入

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰越金	千円 0	千円 1,194	千円 1,194
計	0	1,194	1,194

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	千円 1,194	前年度繰越金	千円 1,194

5 款 繰越金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 482,190	千円 1,194	千円 483,384	千円	千円	千円	千円 1,194
計	482,190	1,194	483,384				1,194

節・細節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 1,194	01 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 1,194
1 負担金	1,194	18 負担金、補助及び交付金 負担金	1,194 1,194

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

議案第 38 号

河合町印鑑条例の一部改正について

河合町印鑑条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5年 9月 8日

河合町長 森 川 喜 之

河合町印鑑条例の一部を改正する条例

河合町印鑑条例（平成4年6月河合町条例第14号）の一部を次のように改正する。
第13条の2を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第13条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回路で接続された町又は民間事業者が設置する端末機で、証明書の交付等の機能を有するものをいう。）に次に掲げるものを使用し暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために設定した暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

（1） 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたもの）

（2） 移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたもの）

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 39 号

河合町税条例の一部改正について

河合町税条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 5年 9月 8日

河合町長 森 川 喜 之

河合町税条例の一部を改正する条例

河合町税条例（昭和29年4月河合村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び

第5項において同じ。) 」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「特別徴収税額の」を「特別徴収税額を」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。) 」を加え、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定は、令和7年1月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の河合町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受ける

べき河合町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第15条の2第4項の規定は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

参 考

井 上 恵 美 子 氏 経 歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)

同意第28号

監査委員の選任について

監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏 名	宮 塚 治 好
生年月日	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

令和 5年 9月 8日

河合町長 森 川 喜 之

参 考

宮 塚 治 好 氏 経 歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)

同意第29号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏 名	西 田 尚 造
生年月日	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

令和 5年 9月 8日

河合町長 森 川 喜 之

参 考

西 田 尚 造 氏 経 歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)

同意第30号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 ■■■■■■■■■■■■
氏 名 森 嶋 勝 彦
生年月日 ■■■■■■■■■■

令和 5年 9月 8日

河合町長 森 川 喜 之

参 考

森 嶋 勝 彦 氏 経 歴

(以下閲覧用議案書のため省略します。)